

平成24年2月29日

3.9世代移動通信システムの普及のための  
特定基地局の開設に関する計画の認定について  
(平成24年2月29日 諮問第8号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(庄司課長補佐、梅城係長)

電話：03-5253-5893

# **3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の 開設計画の認定に係る審査概要**

**～945MHzを超え960MHz以下の周波数を使用する特定基地局～**

総合通信基盤局

平成24年2月

# 開設計画の認定の審査方法

## 1. 絶対審査基準(最低限満たすべき基準)

不適合項目があれば認定を拒否

- ①基地局設置場所確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有していること
- ②設備投資等に必要な資金調達及び開設計画の有効期間(10年間)が満了するまでに単年度黒字を達成する計画を有していること
- ③既存無線局の周波数移行に最低限必要な費用(1,200億円)に充てる資金を調達できること
- ④認定後4年後(平成27年度末)までに全ての管内で人口カバー率50%を、認定後7年後(平成30年度末)までに全ての管内で人口カバー率80%をそれぞれ達成すること
- ⑤既存無線局の周波数移行期限から1年後(平成30年度末)までに3.9世代携帯電話の高速化※が実現していること 等

適合者が複数の場合

※:現在既に提供されているもの以上の高速な通信システムの普及を図る観点から、10MHz幅以上のシステムであることが条件

## 2. 競願時審査基準

以下の基準の順序に従い該当者が1者になるまで審査

【第1基準】周波数移行に係る費用(上限2,100億円)を最も多く負担可能な者

【第2基準】3.9世代携帯電話※の人口カバー率(平成30年度末時点、5%単位)が最も大きい者

【第3基準】次の各項目に対し、総合的に最も適合している者

- 一基準A: 終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること
- 一基準B: 他の電気通信事業者等多数の者に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
- 一基準C: 割当周波数帯の有無及び差違並びに割当周波数幅に対する契約数の程度を勘案して、基地局を開設計して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること

次ページ(P2)に  
審査内容を記載

P3以降に  
審査内容を記載

# 絶対審査基準・競願時審査基準(第1・第2基準) 審査結果

いずれの申請者も、絶対審査基準の各項目に適合し、競願時審査基準の第1・第2基準においても優劣が判断できないため、第3基準を適用し審査(次ページ以降)を行う。

## 絶対審査基準(最低限満たすべき基準)

いずれの申請者も全項目に適合するため、開設指針の規定により競願時審査基準を適用し審査を行う。

## 競願時審査基準(第1基準)

負担可能額\*がより大きいこと。  
※10億円未満の端数を切り捨て、2,100億円を超える額は控除

いずれの申請者の負担可能額も2,100億円となることから、第2基準により審査を行う。

<申請内容>

	イー・アクセス	NTTドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
負担可能額	2,109.04億円	2,100億円	2,100億円	2,122.5億円

## 競願時審査基準(第2基準)

平成30年度末の全国の3.9世代移動通信システムの基地局の人口カバー率\*がより大きいこと。  
※5%単位で切り上げ

いずれの申請者も基準となる人口カバー率が95%超となることから、第3基準により審査を行う。

<申請内容>

	イー・アクセス	NTTドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
人口カバー率	99.4%	98.0%	98.2%	99.9%

# 競願時審査基準(第3基準) 審査方針

## <基本方針>

- ◆ 審査の透明性・客観性を確保する観点から、各基準(A～C)への適合度合いを点数化し、合計点数の最も高い者を認定。
- ◆ 各基準(A～C)は電波の有効利用促進の観点からいずれも重要であり、基準間の重みづけは行わず、配点は均等とする。
- ◆ 基準A・基準Bの審査は、計画の記載内容が申請者ごとに異なるため、対抗的な審査(2者間の総当たり)により実施。
- ◆ 基準Cの審査は、開設指針に規定された事項(割当周波数帯の差異及び割当周波数幅に対する契約数の程度)について一定の事実に対する該当性により評価することとする。なお、申請が全て既存事業者であることから、新規参入者を対象とした審査項目(割当周波数帯の有無)は設けないこととする。

## <審査方法及び配点>

合計12点満点

<p style="text-align: center;"><b>基準A</b></p> <p>終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること</p>	対策及び体制に関する計画を有していること	1点	4点満点
	他の3者よりも計画が優位※であること	3点	
	他の2者よりも計画が優位※であること	2点	
	他の1者よりも計画が優位※であること	1点	
※対策と体制の観点から評価			
<p style="text-align: center;"><b>基準B</b></p> <p>他の電気通信事業者等多数の者に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること</p>	MVNO※への提供に関する計画を有していること	1点	4点満点
	※Mobile Virtual Network Operator; 仮想移動体通信事業者		
	他の3者よりも計画が優位※であること	3点	
	他の2者よりも計画が優位※であること	2点	
他の1者よりも計画が優位※であること	1点		
※方法の多様性と対象の多数性の観点から評価			
<p style="text-align: center;"><b>基準C</b></p> <p>割当周波数帯の有無及び差違並びに割当周波数幅に対する契約数の程度を勘案して、基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること</p>	割り当てる周波数帯と同等の特性を持つ周波数帯を有していないこと	2点	4点満点
	割当済周波数幅に対する契約数の割合が大きいこと	2点	

# 競願時審査基準(第3基準 基準A:終了促進措置の円滑な実施等) 審査内容

- いずれの申請者も、終了促進措置について、迅速な合意形成の対策及び円滑な実施体制の整備に関する計画を有している。

＜優位性評価の判断に関連した申請書記載事項＞(上段:対策の観点、下段:体制の観点)

イー・アクセス	NTTドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
○標準的なケースについては料金表等を仲介業者に提示し、 <u>定型的な費用負担の処理</u> を実施。 ※定型外の処理についても具体的に記載。	○終了促進措置の実施に当たってはMCA制御局免許人及び製造業者等の <u>協力を得ながら実施</u> 。	○製造業者等からなる移行促進連絡会を設置して移行状況の把握や情報提供等を実施。	○各県ごとに説明会を実施するとともに、 <u>契約書のひな形</u> を策定。 ○MCAは新旧両周波数対応の端末を用いて周波数変更を実施。
○周波数移行のための社内体制(最大約400名)を整備。 ○ <u>外部組織(一般社団法人)</u> を設置し、協議の斡旋・仲裁・調停の支援を行うことを計画。	○周波数移行のための社内体制※(約70名)を整備。 ※体制の業務分担等については記載なし。	○周波数移行のための社内体制※(最大約190名)を整備。 ※体制の業務分担等については記載なし。	○認定後1か月以内に、周波数移行のための社内体制(約300-400名)を整備。

- イー・アクセスは、NTTドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルの3者よりも計画が優位。【3点】
  - ✓ 定型的な費用負担処理を実施
  - ✓ 外部組織を設置して斡旋・仲裁・調停の支援を実施
  - ✓ 大規模な社内体制を整備し、当該体制における業務分担が明確 (対 NTTドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話のみ)
- ソフトバンクモバイルは、NTTドコモ及びKDDI/沖縄セルラー電話の2者よりも計画が優位。【2点】
  - ✓ 契約書のひな形を策定
  - ✓ 大規模な社内体制を早期に整備し、当該体制における業務分担が明確
  - ✓ 各県ごとの説明会の開催を実施 (対 NTTドコモのみ)
- KDDI/沖縄セルラー電話は、NTTドコモの1者よりも計画が優位。【1点】
  - ✓ 連絡会を設置しての対策を具体的に記載
  - ✓ 大規模な社内体制を整備

# 競願時審査基準(第3基準 基準B:特定基地局の利用促進) 審査内容

- いずれの申請者も、多数の者に対する、MVNOに関し、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画を有している。

＜優位性評価の判断に関連した申請書記載事項＞(上段:方法の多様性の観点、下段:対象の多数性の観点)

イー・アクセス	NTTドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
○卸電気通信役務型と相互接続型それぞれにおいて、多様な接続形態で <u>具体的に標準プランを計画</u> 。	○卸電気通信役務型と相互接続型それぞれにおいて、多様な接続形態で具体的に標準プランを計画。 ○ <u>国際ローミングサービスを海外の電気通信事業者の契約者は利用可能</u> であることを明記。	○他事業者からの要望に応じて、卸電気通信役務型と相互接続※型という形態に関わらず開放を図り、多様な接続形態での開放を実現する計画。 ※接続形態について具体的記載なし。	○卸電気通信役務型と相互接続型それぞれにおいて、多様な接続形態で <u>具体的に標準プランを計画</u> 。
○平成34年度で468万契約を計画し、29社から900MHz帯獲得後のMVNOサービスに対する <u>関心表明書</u> を添付。			○平成33年で約2,900万契約を計画し、今後900MHz対応予定の対象として、MVNOサービスを <u>提供・商談中</u> の54者等の資料を添付。

- イー・アクセスは、KDDI/沖縄セルラー電話の1者よりも計画が優位。【1点】
  - ✓ それぞれの提供形態で具体的に標準プランを計画
  - ✓ MVNO契約数の増加見通しを明記し、MVNOサービスに対する関心表明書を添付
- NTTドコモは、KDDI/沖縄セルラー電話の1者よりも計画が優位。【1点】
  - ✓ それぞれの提供形態で具体的に標準プランを計画
  - ✓ 国際ローミングサービスを海外の電気通信事業者が利用可能であることを明記
- ソフトバンクモバイルは、KDDI/沖縄セルラー電話の1者よりも計画が優位。【1点】
  - ✓ それぞれの提供形態で具体的に標準プランを計画
  - ✓ MVNO契約数の増加見通しを明記し、MVNOサービスの提供・商談中に関する資料を添付
- イー・アクセス、NTTドコモ及びソフトバンクモバイルは同等。
  - ✓ 3者の申請書の記載内容は、それぞれが優れた点を有しており、いずれも同等

# 競願時審査基準(第3基準 基準C:割当周波数帯・契約数の程度) 審査内容

- 今回割当てを行う900MHz帯については、電波の伝搬特性を考慮して、当該周波数と同等な1GHz未満の周波数帯を保有していない、イー・アクセス及びソフトバンクモバイルの2者を評価【2点】。

- 割当周波数幅に対する契約数について、当該契約数の全申請者の平均値(34.9万契約/MHz)の高低により判断することとし、当該平均値より大きいNTTドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルの3者を評価【2点】。

<割当周波数幅に対する契約数:平成23年12月末※> ※電気通信事業報告規則による報告値。

イー・アクセス	NTTドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
380万契約/計30MHz =12.7万契約/MHz	5,962万契約/計140MHz =42.6万契約/MHz	3,430万契約/計90MHz =38.1万契約/MHz	2,784万契約/計60MHz =46.4万契約/MHz



# 競願時審査基準(第3基準) 審査結果

競願時審査基準(第3基準)の基準A~Cの審査結果をとりまとめると次のとおり。

	イー・アクセス	NTTドコモ	KDDI/ 沖縄セルラー電話	ソフトバンク モバイル
基準A 終了促進措置の 円滑な実施等	1点 (計画を有する)	1点 (計画を有する)	1点 (計画を有する)	1点 (計画を有する)
	3点 (他の3者より計画が優位)	0点	1点 (他の1者より計画が優位)	2点 (他の2者より計画が優位)
基準B 特定基地局の 利用促進	1点 (計画を有する)	1点 (計画を有する)	1点 (計画を有する)	1点 (計画を有する)
	1点 (他の1者より計画が優位)	1点 (他の1者より計画が優位)	0点	1点 (他の1者より計画が優位)
基準C 割当周波数帯・ 契約数の程度	2点 (特定の周波数帯を有しない)	0点	0点	2点 (特定の周波数帯を有しない)
	0点	2点 (契約数の程度が大きい)	2点 (契約数の程度が大きい)	2点 (契約数の程度が大きい)
合計	8点	5点	5点	9点

ソフトバンクモバイルが最高点を獲得しており、競願時審査基準(第3基準)への適合の度合いが最も高い。



ソフトバンクモバイルの開設計画を認定することとする。

# 認定における条件の付与について

開設計画の認定に当たり、開設指針の趣旨及び審査結果等を踏まえ、次の条件を付与することとする。

- 1 3. 9世代移動通信システムによる広範なブロードバンドサービスの普及に取り組むこと。
- 2 終了促進措置の実施に関して、対象免許人等との間で十分な合意形成を図り、円滑な実施に努めるとともに、透明性の確保を十分に図ること。
- 3 電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。
- 4 東日本大震災による被害や多発する携帯電話の通信障害にかんがみ、停電対策・輻輳対策や通信障害の発生防止等の電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。

# 3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画

参考

## 申請概要①<特定基地局開設数>

申請者(50音順)	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
特定基地局の運用開始日	平成24年12月31日 (サービス開始:平成25年3月、HSPA+:5MHz幅)	平成24年11月30日 (サービス開始:平成25年6月、LTE:5MHz幅)	平成25年1月31日 (サービス開始:平成25年3月、LTE:5MHz幅)	平成24年7月25日 (サービス開始:平成24年7月、HSPA+:5MHz幅)
3.9世代移動通信システム基地局※1	平成27年6月30日 (サービス開始:平成27年12月、LTE:10MHz幅)	平成26年10月1日 (サービス開始:平成27年4月、LTE:10MHz幅※2)	平成27年4月 (サービス開始:平成27年4月、LTE:10MHz幅※3)	平成26年4月 (サービス開始:平成26年7月、LTE:10MHz幅)
特定基地局の年度毎の開設数(全国の人口カバー率)	H24... 1,002局 (0.9%) H25... 3,693局 (8.0%) H26... 6,416局 (27.2%) H27... 9,052局 (62.6%) H28...11,222局 (73.0%) H29...13,619局 (95.7%) H30...14,384局 (99.4%) H31...14,514局 (99.4%) H32...14,651局 (99.5%) H33...14,776局 (99.6%) H34...14,894局 (99.7%)	H24... 5局 (0.0%) H25... 40局 (13.3%) H26... 1,720局 (31.0%) H27... 5,720局 (70.4%) H28... 8,120局 (80.3%) H29...10,820局 (90.2%) H30...13,620局 (98.0%) H31...15,420局 (98.0%) H32...17,220局 (98.0%) H33...19,020局 (98.0%) H34...20,820局 (98.0%)	H24... 2,000局 (13.2%) H25... 5,397局 (32.2%) H26... 9,395局 (50.6%) H27...13,314局 (66.7%) H28...17,164局 (79.5%) H29...21,017局 (90.4%) H30...24,879局 (98.2%) H31...27,794局 (99.1%) H32...30,698局 (99.3%) H33...30,698局 (99.3%) H34...30,698局 (99.3%)	H24...15,618局 (22.2%) H25...27,334局 (63.3%) H26...36,128局 (96.1%) H27...39,154局 (98.4%) H28...40,626局 (99.9%) H29...41,134局 (99.9%) H30...41,642局 (99.9%) H31...42,132局 (99.9%) H32...42,132局 (99.9%) H33...42,132局 (99.9%) H34...42,132局 (99.9%)
全ての管内で人口カバー率50%を達成	平成27年度	平成27年度	平成27年度	平成26年度
同 80%を達成	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成26年度
3.9世代移動通信システム基地局※1の年度毎の開設数(全国の人口カバー率)	H26... 0局 (0.0%) H27... 5,340局 (42.0%) H28...10,176局 (68.9%) H29...13,619局 (95.7%) H30...14,384局 (99.4%) H31...14,514局 (99.4%) H32...14,651局 (99.5%) H33...14,776局 (99.6%) H34...14,894局 (99.7%)	H26... 227局 (0.0%) H27... 5,720局 (70.4%) H28... 8,120局 (80.3%) H29...10,820局 (90.2%) H30...13,620局 (98.0%) H31...15,420局 (98.0%) H32...17,220局 (98.0%) H33...19,020局 (98.0%) H34...20,820局 (98.0%)	H26... 0局 (0.0%) H27... 7,363局 (39.7%) H28...17,164局 (79.5%) H29...21,017局 (90.4%) H30...24,879局 (98.2%) H31...27,794局 (99.1%) H32...30,698局 (99.3%) H33...30,698局 (99.3%) H34...30,698局 (99.3%)	H26...15,618局 (22.2%) H27...27,334局 (63.3%) H28...40,626局 (99.9%) H29...41,134局 (99.9%) H30...41,642局 (99.9%) H31...42,132局 (99.9%) H32...42,132局 (99.9%) H33...42,132局 (99.9%) H34...42,132局 (99.9%)

※1 開設指針の規定により、占有周波数帯幅が10MHz以上のものに限る。

※2 平成27年12月から、キャリア・アグリゲーション機能により、既に運用しているLTE(5MHz幅)とLTE(10MHz幅)を併せて15MHz幅相当として運用。

※3 平成30年度から、LTE(15MHz幅)として運用。

※4 人口カバー率とは、開設指針の規定により、市町村における全ての市町村事務所等をカバーした際に、当該市町村全域をカバーしたものと計算したものをいう。

# 3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画

参考

## 申請概要②<終了促進措置・事業計画>

申請者(50音順)	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
<b>&lt; 終了促進措置 &gt;</b>				
<b>負担可能額</b>	2,109.04億円	2,100億円	2,100億円	2,122.5億円
<b>終了促進措置期の完了時期</b>	東名阪地域 …平成26年度中 四国・九州地域 …平成27年度中 上記以外の地域 …平成28年度中	平成26年度中 ※東名阪・九州地域(RFIDは主要都府県に限る。)は平成25年度末に9割の実施を完了。	RFID(東名阪の主要都府県) …平成25年度中 RFID(上記以外の地域)、 MCA(北海道・四国・九州・沖縄地域) …平成26年度中 MCA(上記以外の地域) …平成27年度中	平成25年度中 ※ただし、RFIDの免許不要局は、平成29年度末まで申出に基づいて順次対応
<b>&lt; 事業計画 &gt;</b>				
<b>設備投資額※1</b>	1,442億円	2,313億円	2,536億円	8,207億円
<b>主要な資金調達手段</b>	優先株式…2,100億円 銀行借入…1,800億円 割賦販売…1,233億円 ECA※2ファイナンス…416億円	利益剰余金(H23.9末) …3兆8,132億円	利益剰余金(H23.9末) …1兆8,561億円	利益剰余金(H23.3末) …6,704億円 親会社貸付…3,000億円 設備ファイナンス…978億円

※1 900MHz帯の基地局に対する平成24年度から平成34年度までの累計額(終了促進措置に要する費用は含まない。)

※2 公的輸出信用 機関(Export Credit Agencies)

※3 MCA(Multi-Channel Access)とは、同報(一斉指令)機能やグループ通信機能等を有する自営系移動通信システム。陸上運輸、防災行政、タクシー等の分野で使用。

※4 RFID(Radio Frequency IDentification)とは、個体識別情報を近距離の無線通信によってやりとりするシステム(電子タグ)。物流等で使用。